

平成21年第2回

安堵町議会定例会会議録

平成21年6月11日(木) 午前10時

於：安堵町議会 議場

1 応招議員 12名

1 番	安 井 修	2 番	山 岡 敏
3 番	岡 田 裕 明	4 番	森 田 瞳
5 番	吉 田 忠 世	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	溝 脇 久 利
9 番	田 中 幹 男	10 番	岸 田 充 隆
11 番	吉 田 宏 至	12 番	溝 本 隆

2 出席議員 11名

3 欠席議員 5番 吉田忠世

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者

町 長	島 田 悠紀夫		
教 育 長	中 川 克 己		
理 事	北 田 秀 章	税務課長	喜 多 君美代
住民課長	吉 岡 勉	理 事	高 間 俊 和
人権同和对策課長補佐	大 星 義 博	産業課長	寺 前 高 見
理 事	山 崎 文 生	水道課長	北 門 康 幸
教育次長	金 振 壽美恵		

5 職務のため、会議に出席した者

議会事務局長	近 藤 善 敬	書 記	吉 川 明 宏
--------	---------	-----	---------

6 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1 号:平成 20 年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 報告第 2 号:平成 20 年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 5 報告第 3 号:専決処分の承認を求めることについて
(平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第 2 号)について)
- 日程第 6 報告第 4 号:専決処分の承認を求めることについて
(平成 21 年度安堵町老人保健特別会計補正予算(補正第 1 号)について)
- 日程第 7 報告第 5 号:専決処分の承認を求めることについて
(平成 21 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(補正第 1 号)について)
- 日程第 8 議案第 1 号:平成 21 年度安堵町一般会計補正予算(補正第 2 号)について
- 日程第 9 議案第 2 号:平成 21 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第 1 号)について
- 日程第 10 議案第 3 号:特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 4 号:教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

開 会 午前10時

議長（吉田宏至） 皆さんおはようございます。早朝より御苦勞様でございます。

本日の欠席議員は、5番、吉田忠世議員でございます。欠席届が提出されております。よろしくお願ひ致します。松本正弘議員につきましては、少し遅れるということでもよろしくお願ひ致します。

只今の出席議員10名です。

定足数に達していますので、平成21年第2回安堵町議会定例会を開会します。

議長（吉田宏至） 直ちに本日の会議を開きます。

議長（吉田宏至） 島田町長より、招集の挨拶をお受け致します。

町長（島田悠紀夫） おはようございます。

第2回の安堵町定例議会を開催することにあたりまして提案案件の大略説明させていただきます。皆様方の御審議をお願いしたいと思います。

まず第一に、報告第1号、平成20年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。これにつきましては、3月定例会におきまして、20年度から21年度への事業繰越明許費の補正予算として議決をいただいたものについて、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして報告するものでございます。7事業を繰り越すもので、まず総務費において、定額給付金事業として1億3,292万円、次に民生費の子育て応援特別手当事業で290万円、土木費の道路維持補修事業で1,210万円、同じく土木費の下水道事業特別会計への繰出金として20万円、次に教育費の小学校施設整備事業2,328万4千円、同じく教育費の中学校施設整備事業で1,517万2千円、そして最後に教育費の資料館施設の耐震事業として1,400万円の合計2億57万6千円の繰越明許費でございます。

次に報告第2号、平成20年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。これにつきましても、20年度から21年度へ繰越明許費として補正の議決をいただいたもので、笠目地区の特定環境保全公共下水道事業で6,620万円を繰越明許費としたものでございます。

以上、繰越明許費 2 件につきましては、事業の早期完了を目指し努力致したく存じておりますので、よろしくお願い致したいと思います。

次に報告第 3 号、平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）の専決処分についてでございます。平成 20 年度決算において保険給付費等の支出が超過となり歳入に不足が生じたため、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づき、平成 21 年度歳入で前年度繰上充用金として 1,481 万 7 千円の増額補正を行い、5 月 29 日に専決処分とさせていただきました。

次に報告第 4 号、平成 21 年度安堵町老人保健特別会計補正予算（補正第 1 号）の専決処分についてでございます。これにつきましても、平成 20 年度決算において基金交付金、国、県の補助金以上に老人医療費の支出が超過となり、歳入に不足が生じたため、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づき、平成 21 年度歳入で前年度繰上充用金、償還金として 36 万 1 千円を行い、これも同じく 5 月 29 日出納閉鎖期の関係でございます。専決処分とさせていただきます報告するものでございます。

次に報告第 5 号、平成 21 年度住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分についてでございます。これにつきましても、平成 20 年度決算により歳入に不足が生じたため、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づき、平成 21 年度歳入で前年度繰上充用金として 1,559 万 1 千円の増額補正を行い、5 月 29 日に専決処分とさせていただきますので報告させていただきます。

次に議案第 1 号、平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 2 号）についてでございます。今回の補正につきましては 1,206 万 9 千円の増額補正でございます。補正内容ですが、徴税费において法人税過誤納付金の還付金として 450 万円、これは予定申告されておられる方で、経済状況により経営状況が悪くなり、それに伴いまして確定申告において所得の減額等がございましたので、これに対する 450 万円を還付金として補正するものでございます。保健衛生費において新型インフルエンザの感染予防対策として 24 万円、保育園費において育児休暇の職員が休暇の延長をしたことによりまして、代替保育士の日々雇用の賃金として 239 万 4 千円、そして歴史民俗資料館管理運営において中間棟の耐震工事を行っておりますが、老朽化の著しい箇所が多いため、追加工事費として 493 万 5 千円のそれぞれ増額補正するものでございます。

次に議案第 2 号、平成 21 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第 1 号）についてでございます。今回の補正は 11 万 7 千円の増額補正でございます。内容につきましては、特別徴収保険料での過誤納付金の還付金として補正するものでございます。

議案第 3 号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。本町の財政状況は実に厳しい状況にあるため、平成 19 年 4 月 1 日より、まず町長及び副町長の人件費の削減に努めるため、当分の間

町長においては給与の 10 パーセント、副町長においては 5 パーセントを減額し支給してまいりました。しかしながら状況は変わっておらず、また、景気の悪化による民間企業の低迷等に配慮するため、夏期期末手当 0.15 ヶ月分を凍結するなど措置をとったところではありますが、再度給与において減額率を町長 5 パーセントプラス、副町長 2 パーセントを引き上げ、前回と合わせて減額率を町長で 15 パーセント、副町長で 7 パーセント減額して支給しようとする改正でございます。これにつきましては、数年前より職員のラスパイレスが県平均より下回っております関係でございます。それがために毎年 1 ポイントずつ改正し増額致しておりますわけでございますが、まだ 20 年度におきましても比較対比しますと、まだ県の平均率には達しておりません。これで毎年幾分かずつでも職員一生懸命働いていただいております職員にラスパイレスを幾分かでも上げていこうという考え方でございます。

次に議案第 4 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これの改正につきましても、先の条例改正と同様の理由により今回 1 パーセント引き上げ、前回と合わせて減額率 4 パーセントを減額して支給しようとする改正でございます。御承知のとおり予算内におきましての person 費の比率がかなり大きくなっておるわけでございます。それに対応すべくそれぞれ減額して支給しよう致しておるところでございます。

以上、大略説明致しましたが、細部につきましてはその都度担当課長より説明致させますので御審議の程よろしくお願ひし、御承認、御可決賜りますようお願い致します。

議長（吉田宏至） 本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりであります。

議長（吉田宏至） 日程第 1：「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第 105 条の規定により、
3 番、岡田裕明 議員と、4 番、森田 瞳 議員を指名致します。

議長（吉田宏至） 日程第2：「会期の決定」を議題と致します。

お諮りします。

本定例会の会期は、先般の議会運営委員会において本日より17日までの7日間と内定しておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から17日までの7日間とすることに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第3 報告第1号：「平成20年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 報告第1号、平成20年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明致します。先の3月議会におきまして、平成20年度から平成21年度への繰越明許費の補正予算の議決をいただいたものについて、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度へ繰り越したときは5月31日までに繰越計算書を調整し、議会に報告することとなっております。今回の繰越明許費につきましては、議案書の2枚目をお開きいただきたいと思っております。

まず7事業ございます。総務の定額給付金事業として、1億3,292万円、民生費の子育て応援特別手当事業で290万円、次に土木費の道路維持補修事業で1,210万円、同じく土木費の下水道事業特別会計の繰出金としまして20万円、次の教育費の小学校施設整備事業で2,328万4千円、同じく教育費の中学校施設整備事業としまして1,517万2千円、同じく教育費の資料館施設の耐震工事としての公共施設耐震事業と致しまして1,400万円。7事業合計の繰越額の総額は2億57万6千円でございます。これらの7事業の繰り越しにつきましては、早期事業の完了を目指し、努力致したいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

それでは、議案書を朗読致します。

報告第 1 号：平成 20 年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定に基づき、
平成 20 年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成 21 年 6 月 11 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお願い致します。

平成 20 年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、事業名、定額給付金事業

金額 1 億 3,292 万円、翌年度へ繰越額としまして 1 億 3,292 万円。この財源
につきましては、国庫支出金で 1 億 3,292 万円。

次に民生費、児童福祉費、子育て応援特別手当事業

金額 290 万円、繰越額も 290 万円。財源としましては、既収入特定財源でござ
います。

款、土木費、項、道路橋梁費、道路維持補修事業

金額 2,182 万 5 千円、翌年度への繰越額としまして 1,210 万円。この財源で
国庫支出金が 1,100 万円、一般財源が 110 万円でございます。

次に土木費の都市計画費、下水道事業特別会計繰出金、金額 20 万円、繰越額も
20 万円でございます。財源は一般財源でございます。

款 10. 教育費、項 2. 小学校管理費、義務教育施設整備事業。

金額 2,328 万 4 千円、繰越額も 2,328 万 4 千円、財源としましては国庫支出金
が 1,955 万円、一般財源 373 万 4 千円でございます。

同じく教育費の中学校管理費、義務教育施設整備事業。

金額 1,517 万 2 千円、繰越額も 1,517 万 2 千円、財源としまして国庫支出金が
662 万 6 千円、一般財源が 854 万 6 千円でございます。

最後に同じく教育費の社会教育費、公共施設耐震事業。

金額 1,400 万円、繰越額も 1,400 万円。財源は国庫支出金が 500 万円、一般財
源 900 万円でございます。

この合計が金額 2 億 1,030 万 1 千円、翌年度繰越額が 2 億 57 万 6 千円、財
源でございます。既収入特定財源が 290 万円、国庫支出金が 1 億 7,509 万 6 千円、
一般財源 2,258 万円。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

4 番（森田 瞳） 議長。

議長（吉田宏至） はい、森田議員。

4 番（森田 瞳） 理事の方で今説明していただいた中で、ちょっと教えていただきたいんですけども。この定額給付金事業の繰越し分につきましては、繰り越しどうのこうのというほどの私の質問ではないんですけども。6月10日付けの朝日新聞で奈良版でございまして、迷える定額給付金ということで、宛先の要するに着かない、県内で2,200通が今現在あるという調査されております。これは宛先の着かないということでもって各自治体が本当に苦戦しているということの実態も明記されたわけですけども、いろいろこの内容見てみましたら、総務省あたりは追跡調査もしなくてもいいということもございまして。また反面、いろいろこの国民が事業の内容を知っていただく機会だから周知していただくように再度追跡調査もしてほしいと。いろいろとアンバランスな両方の意見あるわけなんですけども。安堵町における今日現在いうんですか、先月末現在でも結構ですので、現状お手元で何パーセント程度で結構ですねけども、その辺お分かりでございましてか。

理事（北田秀章） はい。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 全体で約3,300件ということで、現状でまず5月13日、一発目振り込んでおります。この6月の16日も振込みということで決定通知書を昨日発送しております。それを含めましての済んでますのが約3,000ということです。その内に、今おっしゃってます届いてない分、当初の発送したが届いてない分約30ほどございまして。多くが賃貸住宅にお住まいの方が転出されたという分が結構ございまして。これについては今おっしゃったように本来というか、しなくてもいいというものもございまして。今直ぐはやってないんですけども、あらかたのうかが目途ついた時点では追跡調査というか、住民票等を追って行きたいとは考えております。以上です。

4 番（森田 瞳） 議長。

議長（吉田宏至） はい、森田議員。

4 番（森田 瞳） 3,300ですか。世帯の中で約3,000ほどが決定になっておると。未送致分が約30通ということでございまして。非常に思って以上によく各世帯の方へ

配付されておるんだなという今感じを受けました。30 件の後の未送致、着かないと。不明ということにつきましては、できるだけ、これは国庫事業の中で町が委託されてする事業でございます。ま、一つその辺には温かい気持ちでもって町として取り組んでいただけたらと思うことで質問を終えます。

議長（吉田宏至） ほかに質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） これで質疑を終わります。

議長（吉田宏至） 只今議題となっております報告第 1 号については、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告されたものでありますので、御了承願います。

議長（吉田宏至） 日程第 4 報告第 2 号：「平成 20 年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」を議題と致します。本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（山崎文生） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山崎理事。

理事（山崎文生） それでは報告第 2 号、平成 20 年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明致します。先の 3 月議会におきまして、議決をいただきました平成 20 年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により今回の議会におきまして報告を行うものでございます。内容と致しましては、笠目地区特定環境保全公共下水道事業の繰越明許費に係る歳出予算の経費の内訳等についてでございます。工事につきましても、年度内早期完了を目指し鋭意努力しているところでございます。それでは報告第 2 号を朗読させていただきます。

報告第 2 号：平成 20 年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定に基づき、平成 20 年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成 21 年 6 月 11 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページを御覧ください。

平成 20 年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款 1. 下水道事業費、項 2. 下水道建設費

事業名 特定環境公共下水道事業、金額 2 億 3,431 万 4 千円、翌年度繰越額 6,620 万円、左の財源の内訳、国庫支出金 3,300 万円、町債 3,300 万円、一般財源 20 万円。合計と致しましても同額でございます。

以上報告致します。

よろしく御審議のほどお願いします。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありますか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議議長（吉田宏至） 只今議題となっております報告第 2 号については、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告されたものでありますので、御了承願います。

議長（吉田宏至） 日程第 5 報告第 3 号：「専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）について）」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 専決処分の承認を求めることにつきまして、平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）の専決処分について御説明させていただきます。

平成 20 年度安堵町国民健康保険特別会計におきまして、当該年度の医療費に要する費用、その他の支出につきまして、国保事業の支払いを国・県、その他の収

入をもって加入被保険者の納税額とのまかないをしておりますが、保険給付の支払額が超過し、支払不足額が生じたので、出納閉鎖期間 5 月 31 日までに地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づきまして、平成 20 年度歳入歳出差引額マイナスの 1,481 万 6,901 円の補正をするものでございます。この財源につきましては、国保財政調整基金全て取り崩し 1,021 万 3 千円と歳入欠陥補てん収入の 460 万 4 千円の合計 1,481 万 7 千円を平成 21 年度予算から前年度へ繰上充用金として処理させていただき、それによりまして歳入歳出予算総額それぞれ 7 億 7,386 万 4 千円の専決処理を致しましたので、本日 6 月 11 日日本議会議に報告し、御承認を願うものでございます。

それでは御手元の資料の報告第 3 号をお開きください。

報告第 3 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成 21 年 6 月 11 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページお開きください。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 21 年 5 月 29 日専決

安堵町長 島田悠紀夫

次の補正予算書でございますが、1 ページの方を先に朗読させていただきます。平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）

平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,481 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 7,386 万 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 5 月 29 日専決

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページ、2 ページをお開きください。

第一表歳入歳出予算補正

歳入の部でございます。

款 9. 繰入金、項 2. 基金繰入金

補正前の額 3,467 万 1 千円、補正額 1,021 万 3 千円、計 4,488 万 4 千円。

款 11. 諸収入、項 3. 雑入

補正前の額 146 万 6 千円、補正額 460 万 4 千円、計 607 万円。

歳入合計

補正前の額 7 億 5,904 万 7 千円、補正額 1,481 万 7 千円、計 7 億 7,386 万 4 千円。

次のページ、3 ページお開きください。

歳出の部でございます。

款 13. 前年度繰上充用金、項 1. 前年度繰上充用金

補正前の額 0 円、補正額 1,481 万 7 千円、計 1,481 万 7 千円。

歳出合計

補正前の額 7 億 5,904 万 7 千円、補正額 1,481 万 7 千円、計 7 億 7,386 万 4 千円でございます。

あと、今後のページにつきましては重複致しますので、これをもって説明に代えさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い致します。

以上でございます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありますか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありますか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより報告第 3 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、報告第3号は承認することに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第6 報告第4号：「専決処分の承認を求めることについて（平成21年度安堵町老人保健特別会計補正予算（補正第1号）について）」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度安堵町老人保健特別会計補正予算（補正第1号）について）御説明させていただきます。

老人保健特別会計は法制度上、あと2年を残すのみでございますが、該当する医療給付費に要する支払いは交付金等で支出しており、その財源は社会保険支払基金、それと国庫支出金、それと県支出金と町一般会計の繰入金でもってまかっておりますが、その交付金額は前々年度、当該年度の医療費に対して積算し、概算で交付されておりますので、翌年度において確定精算が行われるものでございます。そうすることによって交付金の追加、超過額が生じますので、出納閉鎖前の5月31日までに地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、平成20年度の歳入差引マイナスの20万7,567円の歳入不足額を平成21年度会計から積算交付金、交付されます国庫支出金の追加交付金36万1,286円と県及び支払基金への超過返還金15万3,286円の差し引き額によりまして、平成21年度から前年度の20年度へ20万8千円を繰上充用金として処理し、歳入歳出36万1千円の増額を行い、それにより歳入歳出予算額それぞれ666万1千円の専決処分致しましたので本議会に報告し、御承認を願うものでございます。

それでは御手元の資料の報告第4号でございます。

朗読させていただきます。

専決処分の承認を求めることについて（平成21年度安堵町老人保健特別会計補正予算（補正第1号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成21年度安堵町老人保健特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求めます。

平成21年6月11日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページお開きください。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度安堵町老人保健特別会計補正予算（補正第 1 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 21 年 5 月 29 日専決

安堵町長 島田悠紀夫

次のページの補正予算書の 1 ページ朗読させていただきます。

平成 21 年度安堵町老人保健特別会計補正予算（補正第 1 号）

平成 21 年度安堵町老人保健特別会計補正予算（補正第 1 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 36 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 666 万 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 5 月 29 日専決

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページお開きください。

第一表歳入歳出予算補正

歳入の方からでございます。

款 2. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金

補正前の額 201 万 9 千円、補正額 36 万 1 千円、計 238 万円。

歳入合計

補正前の額 630 万円、補正額 36 万 1 千円、計 666 万 1 千円でございます。

次のページ、3 ページでございます。

歳出の部でございます。

款 3. 諸支出金、項 1. 償還金

補正前の額 1 千円、補正額 15 万 3 千円、計 15 万 4 千円。

款 6. 前年度繰上充用金、項 1. 前年度繰上充用金

補正前の額 0 円、補正額 20 万 8 千円、計 20 万 8 千円。

歳出合計でございます。

補正前の額が 630 万円、補正額 36 万 1 千円、計 666 万 1 千円でございます。

後のページにつきましては重複致しますので省略させていただきます。御審議のほどよろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより報告第4号を採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。
よって、報告第4号は承認することに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第7 報告第5号：「専決処分の承認を求めることについて（平成21年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）について）」を議題と致します。
本案につき提案理由の説明を求めます。

人権同和対策課長補佐（大星義博） はい、議長。

議長（吉田宏至） 大星人権同和対策課長補佐。

人権同和対策課長補佐（大星義博） それでは平成21年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について説明させていただきます。

平成20年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算にあたりまして、歳入294万2,271円、歳出1,853万2,665円で、歳入におきまして資金等の回収には鋭意努力を致しておりますが、1,559万394円の歳入不足が生じました。この歳入不足を平成21年度歳入歳出予算で、前年度繰上充用金として1,559万1千円

を増額補正したもので、5月29日に専決処分とさせていただきます報告するものでございます。それでは報告書を朗読させていただきます。

報告第5号：専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成21年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成21年6月11日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお願い致します。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成21年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分する。

平成21年5月29日専決

安堵町長 島田悠紀夫

補正予算書の1ページをお願いします。

平成21年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算書（補正第1号）

平成21年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,559万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,951万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年5月29日専決

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

2ページお開きください。

第一表歳入歳出予算補正を朗読致します。

歳入

款2. 諸収入、項2. 雑入

補正前の額万0円、補正額1,559万1千円、計1,559万1千円。

歳入合計と致しまして

補正前の額392万円、補正額1,559万1千円、歳入合計1,951万1千円です。

続きまして3ページをお願いします。

歳出

款3. 前年度繰上充用金、項1. 前年度繰上充用金

補正前の額 0 円、補正額 1,559 万 1 千円、計 1,559 万 1 千円。
歳出合計と致しまして

補正前の額 392 万円、補正額 1,559 万 1 千円、歳出合計 1,951 万 1 千円です。
なお、次のページ以降の事項別明細書につきましては、先程説明させていただきましたので、省略させていただきます。以上でございます。審議のほどよろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより報告第 5 号を採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。
よって、報告第 5 号は承認することに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第 8 議案第 1 号：「平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 2 号）について」を議題と致します。
本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 議案第 1 号，平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 2 号）について御説明致します。議案書の 7 ページを御覧いただきたいと思ひます。

今回の補正につきましては、総額 1,206 万 9 千円の増額補正でございます。補正内容でございます。総務費の賦課徴収費におきまして、平成 20 年度に予定申告により納税されている法人で、平成 21 年度の確定申告と納税額との差額、いわゆる過誤納付金が発生するということについての還付金を還付するものでございます。当初予算を上回る見込みであるため、450 万円を増額補正するものでございます。

次に民生費の保育園費であります。育児休暇をとっております職員が休暇の延長をしたことによります代替保育士を雇用する必要がございます。これの日々雇用としての賃金 239 万 4 千円の増額補正。

次に衛生費の予防費でございます。国内におきまして新型インフルエンザが発生し、関係機関、自治体などに対応が求められてきました。幸いにも奈良県内での発生はまだ確認されておりませんが、緊急対策としてマスク、消毒薬などの備蓄のため 24 万円を補正するものでございます。

次に教育費の歴史民俗資料館管理運営費でございます。先程の繰越明許費で繰り越し致しております中 2 階棟の中間棟でございます。耐震補強工事と同時に館全体の耐震調査行っております。この耐震調査の結果におきまして、繰り越しの耐震補強工事 1,400 万円でございますけれども、これだけでは不十分であるということが判明致しました。そのため、本年度予算で追加の補強工事費として 493 万 5 千円を増額補正するものでございます。以上でございます。それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第 1 号：平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 2 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 2 号）を別紙のとおり提出する。

平成 21 年 6 月 11 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

予算書 1 ページをお願い致します。

議案第 1 号：平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 2 号）

平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 2 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,206 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 8,525 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 6 月 11 日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次の 2 ページをお願い致します。

第一表歳入歳出予算補正

歳入

款 17. 繰入金、項 1. 基金繰入金

補正前の額 2 億 6,613 万 1 千円、補正額 1,206 万 9 千円、計 2 億 7,820 万円。
歳入総合計でございます。

補正前の額 28 億 7,318 万 1 千円、補正額 1,206 万 9 千円、計 28 億 8,525 万円。

3 ページをお願い致します。

歳出でございます。

款 2. 総務費、項 1. 徴税費

補正前の額 5,123 万 7 千円、補正額 450 万円、計 5,573 万 7 千円。

款 3. 民生費、項 2. 児童福祉費

補正前の額 2 億 2,190 万 5 千円、補正額 239 万 4 千円、計 2 億 2,429 万 9 千円。

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費

補正前の額 5,838 万 8 千円、補正額 24 万円、計 5,862 万 8 千円。

款 10. 教育費、項 5. 社会教育費

補正前の額 5,030 万 9 千円、補正額 493 万 5 千円、計 5,524 万 4 千円。

歳出合計でございます。

補正前の額 28 億 7,318 万 1 千円、補正額 1,206 万 9 千円、総合計 28 億 8,525 万円。

以上でございます。4 ページ以降は省略させていただきたいと思っております。

御審議のほどよろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第 1 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 (吉田宏至) 挙手多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長 (吉田宏至) 日程第9 議案第2号：「平成21年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)について」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長 (吉岡 勉) はい、議長。

議長 (吉田宏至) 吉岡住民課長。

住民課長 (吉岡 勉) 平成21年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)について御説明させていただきます。

平成20年度から施行されました同特別会計でございますが、歳入歳出決算後、翌年度へ繰り越すべき財源が発生しましたので、出納閉鎖後5月31日までに地方自治法第218条第1項の規定に基づきまして、その11万7,300円の繰越し額、この繰越し額の内訳で平成21年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号補正)で、歳入追加補正でございます。前年度より繰越金11万7千円でございます。この繰越金は特別徴収保険料の過誤納付分それと普通徴収保険料の返納金でございます。歳出追加補正で処理すべきものでございまして、その諸支出金10万4千円と後期連合納付金1万3千円、計11万7千円の増額補正の歳入で、それによりまして歳入歳出予算総額6,861万7千円の補正予算を本日御提案し、御承認を願うものでございます。

それでは議案第2号を朗読させていただきます。

議案第2号：平成21年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定に基づき、平成21年度安堵町後期高齢者医療会計補正予算(補正第1号)を別紙のとおり提出する。

平成 21 年 6 月 11 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページの補正予算書の 1 ページをお開きください。

議案第 2 号：平成 21 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第 1 号）

平成 21 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第 1 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,861 万 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 6 月 11 日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお開きください。

第一表歳入歳出予算補正

歳入の部からでございます。

款 5. 繰越金、項 1. 繰越金

補正前の額 1 千円、補正額 11 万 7 千円、計 11 万 8 千円。

歳入合計

補正前の額 6,850 万円、補正額 11 万 7 千円、計 6,861 万 7 千円。

次のページ、3 ページの歳出の部でございます。

款 2. 後期高齢者医療広域連動納付金、項 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

補正前の額 6,720 万円、補正額 1 万 3 千円、計 6,721 万 3 千円。

款 4. 諸支出金、項 1. 償還金及び還付加算金

補正前の額 1 千円、補正額 10 万 4 千円、計 10 万 5 千円。

歳出合計

補正前の額 6,850 万円、補正額 11 万 7 千円、計 6,861 万 7 千円でございます。

後のページにつきましては説明と重複しますので省略させていただきます、皆様の御審議、御可決をお願い致しますのでございます。以上でございます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第2号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第10 議案第3号：「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 議案第3号：特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明致します。この改正につきましては、常日頃より財源の確保、支出の削減に鋭意努力致しておりますが、財政状況が厳しいものがございます。このため、平成19年4月1日よりまず率先して町長及び副町長の人件費の削減に努めるため、基本給はそのままとして当分の間、町長においては給与の10パーセント、副町長においては5パーセントを減額分として差し引いて支給してまいりました。しかしながら状況は今も変わらず、また、景気の悪化による民間企業の低迷等による格差に配慮するため、夏期期末手当の0.15か月分を凍結するなど措置したところでございます。

今後においても地方自治体の財政は厳しい状況が続くと考え、再度、町長及び副町長の人件費を減額するのが望ましいとの思いにより、減額率を町長5パーセント、副町長2パーセント引き上げ、前回と合わせた額として、町長を15パーセント、副町長を7パーセント減額して支給しようとする改正でございます。

それでは議案書の最後の方でございます。新旧対照表を御覧いただきたいと思
います。これにつきましては、本文の基本給はそのままでございますので、附則
において改正を行うということでございます。

まず、附則の3項でございます。これにつきましては、現行の「町長10%、副
町長5%の減額率を当分の間」から「本年の6月30日」とすることで一旦終わら
せるものでございます。そして中段の奈良県市町村総合事務組合退職手当支給条
例、これは既に改正されておりますので文言整備するものでございます。そして
5項の追加につきましては、本年の7月1日からの適用ということで、当分の間
町長においては15パーセント、副町長においては7パーセントを減額して支給
しようという改正でございます。以上です。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第3号：特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和43年3月安堵
村条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年6月11日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページ以降は先程の新旧対照表でございますので、説明してしますので省略
させていただきますと思います。御審議のほどよろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

森田議員。

4番（森田 瞳） 今日こうして財政上の事情から町長始め特別職の給与の減額とい
うことで議案入ったわけでございます。

私自身は率直に申し上げまして、町長が10パーセントから第2弾と致しまし
て15パーセントということで、町長自らそうした今日の提案になったわけござ
いますけども。当然私たちの議員の報酬につきましても同じく、やっぱり考えな
ければならないと、財政上ということでございますので。しかるに私自身、今日
この場で町長そしてまた副町長、後の第4号で教育長もございますけども、一
気に行政側の特別職だけを減額をされるということについては、私としては反対
を申し上げたい。現町長9期目、今35年の任期中でございます。生駒郡内にお
いても経常収支比率におきましても、よそとは劣らない経常収支比率でござい
ますし、公債比率におきましても年々比率が減じております。健全財政を維持し
ていただいているというのは、安堵町はこれは誇りに思うわけでございます。ただ、

今の風潮と致しまして生駒郡内でも例におきましたら、急激に特別職そしてまた一般職の給与を減額されているという町もございます。これは、そのために端を発して今現在、「よもすりゃ赤字債権団体に突入だ」というような事態を回避するために、減額をされておるのは、これは私たちは他町のことにつきましてですね。これは今までそうしたことで、特別職なり、また一般職の方々が恩恵を受けておられたということのしわ寄せがきたという思いも致します。そんなことで私自身は、今、町長そしてまた特別職の全体の給与の減額第2弾ということであるのであれば、私たち議員の方も同時に慎重に考えをせないかんのじゃないかと、そしてまた、早急に結論を出すのが当然だろうという思いも致しますので、今ひとつ議長に申し上げたいのは、この議案第3号、そして続きます議案第4号教育長の分を、率は変わっておりますけども内容は同じでございます。このことにつきましては、継続審議と致していただきたい。というのが私の気持ちでございますので、私は何も議案についての真っ向からの反対ということではございませんけど、私は特別職の減額と言うことについて、「自らというのが気の毒だ。」というような思いでいっぱいでございます。

そうしたことを踏まえながら議事を運んでいただけたらなというふうに思います。以上です。

議長（吉田宏至） 島田町長。

町長（島田悠紀夫） 今の御意見でございます。私どもの職員。一生懸命やっております職員のラスパイレス、これ年々1ポイントずつ是正しておるわけですが、先程も申し上げましたとおりに、まだ県の平均値には、まだ2コンマいくらというのが少ないわけでございます。うちの予算の中で人件費が占める割合が約30パーセントに近いと、そういう意味から考えて、やはり職員のラスパイを先に優先して考えるべきじゃないかという考え方で、いささかでも減額し、それを職員給に回したいという意向でございます。そういうことで御理解いただきたいと思います。

議長（吉田宏至） 森田議員。

4番（森田 瞳） 職員さんのラスパイの年々1ポイントずつ是正しておるという町長の一番冒頭の説明でも加えられておったので承知はしておりますけども、まだそこにでもその県下での平均的なことに及ばないということも今お聞かせいただきました。ただ、一般職の職員さんの分については、少なくとも平均ということを目指していただいて、私はそれで大賛成でございますけども。

町長以下、特別職の人たちだけを殊更減額を我々は賛成することはどうかと。

このこと議員に致しましても、慎重審議致しまして早く結論を取り付けたいと。

また、補足して申し上げますと、安堵町の場合は町長一人で頑張っていたいただいておって、副町長が不在でございます。これは副町長不在というのは、これは、良い・悪いは別と致しまして、それだけの人件費というのは、ここ数年非常に財政的には負担は生じておらないというようなことも思います。我々も議員の報酬のみならず、議員の定数もいち早く、郡内では14人から12名ということに減員を全員一致でもって決めさせていただいた後、まだいろいろと議員の中で12名を10名にすべきやと。また、8名にすべきかなというような、いろいろな意見が出ております。そうしたことも含めて私たちの方も結論を出していけたらという思いも致しますので、どうぞ議長よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） 島田町長。

町長（島田悠紀夫） 議会の議員というのは、また別個の問題でして、常勤の特別職というのと、議員との問題とは別個のものの考え方をしていただきたい。

議員さんの方で考えられることがあれば、それはそれなりに結構ですけども、常勤の職員としてはそういう形態で進めていきたい。これをセットで話し合いをする、また、協議すると言うのはどうかという考え方を持っております。

議長（吉田宏至） 森田議員。これは継続審議ではございませんので、また後日議員定数の削減、そして給料の削減はまた全体協議会で、また図ってまいりたいと思いますのでその点よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） ほかに質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） これで質疑を終わります。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 「討論なし」と認めます。これで討論を終わらせていただきます。

議長（吉田宏至） これより議案第3号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） もう一度お願いします。再度お願いします。

議長（吉田宏至） 結構です。

反対数が多くなりましたので、よって議案第 3 号は否決とされました。
よろしくをお願いします。

議長（吉田宏至） 日程第 1 1 議案第 4 号：「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 議案第 4 号，教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について御説明致します。

この改正につきましても、議案第 3 号の条例改正と同様の理由によりまして、教育長の減額率を 1 パーセント引き上げ、前回と合わせた減額率 4 パーセントを減額して支給しようとするものでございます。それでは議案書の新旧対照表を御覧いただきたいと思えます。

まず第 2 項附則。これも附則で改正するものでございます。2 項については先程の案件と改正内容が同様でございます。4 項の追加につきましては、平成 21 年 7 月 1 日からの適用で、当分の間 4 パーセントと減額して支給しようとするものでございます。

以上でございます。それでは議案書を朗読致します。

議案第 4 号：教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 43 年 3 月安堵村条例第 3 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 21 年 6 月 11 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページ以降は本文でございます。

以上でございます。御審議よろしくお願ひしたいと思います。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

質疑ありませんか…。

（議事中断）

議長（吉田宏至） 大変恐縮でございます。ちょっとさかのぼりますんですけど。先程の議案第3号については、同数でございましたので、私の方が採決にまわらなければなりません。

（「暫時休憩してください。」という者あり）

議長（吉田宏至） ですので、一旦休憩とさせていただきますので、よろしくお願ひ致します。

（暫時休憩）

午前11時10分

午前11時21分

議長（吉田宏至） 休憩前に引き続き再開します。

先程は大変失礼致しました。先程の議案第3号は賛成者5名、反対者5名ということで同数でございました。そこで、私の判断が有ることになりました。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって議長が本案に対して採決致します。

議長（吉田宏至） 私の方は、「賛成」に回らせていただきますので、賛成者6人、反対者5名ということで、よって議案第3号は原案どおり可決されました。

よろしくお願ひします。

議長（吉田宏至） それでは続けます。

日程第11 議案第4号：「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する

条例の一部を改正する条例について」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

よろしく申し上げます。北田理事。

議長（吉田宏至） もう一度お願いします。再度。

理事（北田秀章） それでは再度説明をさせていただきます。

（「説明はいいやろ」と呼ぶ者あり）

理事（北田秀章） ということでよろしいですか。

先程の議案第3号と同理由でございます。

以上でございます。よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第4号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 賛成者4名でございましたので、否決とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

（「もう一遍はっきり言ってください。」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 議案第4号については……。賛成者の人もう一度手を挙げてください。

(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） 賛成者 4 名、反対者 6 名ということで、議案第 4 号・・・。

賛成者が少ないため、否決されました。反対者が 6 名で、賛成者が 4 名ということで議案第 4 号は否決されました。よろしく申し上げます。

議長（吉田宏至） お手元に会期日程を配付いたしておりますが、申し上げます。

議長（吉田宏至） 議会運営委員会は、15日（月）、午前10時からですので、よろしくお願ひ致します。

議長（吉田宏至） 一般質問の通告期限についてですが、12日（金）の午後5時で締め切らせていただきます。

議長（吉田宏至） 次回の本会議は、17日（水）午前10時からですので、よろしくお願ひ致します。

議長（吉田宏至） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

長時間お疲れ様でした。ありがとうございます。

散 会

午前11時26分
